

地方独立行政法人長野県立病院機構 平成 22 年度年度計画

第 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域医療、高度・専門医療の提供

(1) 地域医療の提供

ア 地域医療の提供（須坂、阿南、木曾病院）

地域の医療需要に応じた初期医療及び二次医療サービスの提供を行う。

地域において県立病院が担うべき在宅医療（訪問診療・看護、訪問リハビリ）、検診業務を行う。

診療情報管理士の配置等により地域の疾病・患者動向等の把握・分析を行い、提供する医療サービスの向上を図る。

(ア) 須坂病院

患者目標（延人数） 入院 92,460 人 外来 152,695 人

【平成 22 年度に新たに推進する事項】

- ・ 内科診療体制を充実する
- ・ 産婦人科の診療体制を充実する
- ・ 内視鏡センターを設置して、診療機能の向上を図る
- ・ MSW（医療ソーシャルワーカー）を増員し、地域の病院や診療所との連携を強化する

区分	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
新外来患者数	23,028 人	24,640 人
手術件数（手術室）	1,803 件	1,900 件
内視鏡検査件数	4,261 件	6,300 件
分娩件数	15 件	450 件

(イ) 阿南病院

患者目標（延人数） 入院 23,391 人 外来 62,030 人

【平成 22 年度に新たに推進する事項】

- ・ 理学療法士を増員し、訪問リハビリ体制を充実する
- ・ 人工透析診療体制を充実し、患者サービスの向上を図る

在宅医療件数（訪問診療・看護・リハビリ）

平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
3,743 件	4,300 件

(ウ) 木曾病院

患者目標（延人数） 入院 75,000 人 外来 142,000 人

【平成 22 年度に新たに推進する事項】

- ・ 夜間看護体制を整え、救急患者の受け入れ態勢を強化する
- ・ 脳血管疾患患者等へのリハビリ体制を充実する
- ・ リハビリテーション室を拡充し、個別訓練の充実を図る
- ・ がん診療機能を高めるため、「がん化学療法看護」等の認定看護師の配置を目指す

在宅医療件数（訪問診療・看護・リハビリ）

平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
4,555 件	4,900 件

イ へき地医療の提供（阿南、木曾病院）

町村並びに地域の医療、保健及び福祉関係者との連携をより強化するとともに、巡回診療により無医地区の医療確保に努める。また、へき地診療所等からの要請に基づき医師を派遣するなどの支援を積極的に行う。

(ア) 阿南病院

定期的に医師・看護師・薬剤師等のチームが無医地区を巡回し、必要な治療・薬剤処方を行う。

福祉施設からの要請に基づき医師を派遣する。

(イ) 木曾病院

定期的に医師・看護師・薬剤師等のチームが無医地区を巡回し、必要な治療・薬剤処方を行う。

ウ 介護老人保健施設の運営

病院との機能分担と連携を図りながら充実したサービス等を提供する。

(ア) 阿南介護老人保健施設

- ・ 理学療法士を増員し、リハビリ体制を充実する
- ・ 管理栄養士を配置し、栄養ケアマネジメントを実施する

(イ) 木曾介護老人保健施設

理学療法士を増員し、リハビリ体制を充実する。

(2) 高度・専門医療の提供

ア 感染症医療の提供（須坂病院）

県の感染症対策拠点病院として、感染症医療の提供体制の充実を図る。

- ・ 必要時に感染症病棟を県の政策医療として適切に運用することができる体制整備を維持する
- ・ 結核患者を受け入れ治療ができる県の政策医療としての体制を維持する
- ・ 県内唯一のエイズ治療中核拠点病院として、県内エイズ対策の中心的役割を果たす
- ・ 県と協力して感染症の発生予防・まん延防止などの感染症対策を推進する

イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根）

患者目標（延人数） 入院 38,300 人 外来 28,900 人

平成 22 年 12 月の新病院への移行に伴い、精神医療提供体制を次のとおり充実・強化する。

- ・ 精神科救急医療機関として、24 時間体制で救急患者を受け入れる
- ・ 「児童思春期病棟」を開設し、児童思春期の精神疾患患者に対する専門診療の提供を開始する
- ・ アルコール・薬物依存症の医療提供体制の充実のため、「薬物・アルコール依存症看護」の認定看護師 1 名の養成を図る
- ・ 「精神科救急情報センター」の開設時間を延長し、相談体制の充実を図る

ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院）

患者目標（延人数） 入院 52,007 人 外来 53,621 人 計 105,628 人

患者の受け入れ態勢を確保し、高度小児医療、救急救命医療及び周産期医療を提供するため、次のとおり取り組む。

- ・ 一般の医療機関では対応が困難な小児の重症患者を全県から受け入れるため、引き続きドクターカーを配備し緊急時の対応に備える
- ・ 救急処置室を整備し、緊急入院等小児救急体制の整備充実を図る。
- ・ 長期入院患者が在宅療養に移行できるよう、県が新たに配置する在宅支援コーディネーターと連携し、支援の充実を図る。

エ がん診療機能の向上（須坂、阿南、木曾、こども病院）

がん診療機能の機能向上のため、各病院において次のとおり取り組む。

(ア) 須坂病院

内視鏡センターを開設し、検査及び診療体制の充実を図る。

(イ) 阿南病院

超音波診断装置を更新し検査精度の向上を図る。

(ウ) 木曾病院

MR I を更新し検査精度の向上を図るとともに、「がん化学療法看護」等の認定看護師の配置を目指す。

(エ) こども病院

小児固形腫瘍を中心とした小児がん治療の向上を図る。

(3) 災害医療の提供

災害が発生した場合、各県立病院が長野県地域防災計画に基づいて適切な医療活動を積極的に行う。これに備えて、必要な災害用医薬材料品等を備蓄する。

木曾病院のDMAT（災害派遣医療チーム）は、災害現場で適切な救命救急処置等を行うため知事が実施する研修・訓練に参加する。

(4) 医療観察法への対応

こころの医療センター駒ヶ根の医療観察法病棟を整備し、同法の処遇対象者の受け入れ体制を整える。

2 5 病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献

(1) 5 病院のネットワークを活用した医療機能の向上

ア 県立病院間の診療協力体制の充実強化

各県立病院間での医師等の相互派遣が円滑に行えるように体制の整備を進める。

イ 情報の共有化と活用

各県立病院間を結ぶ高画質診療支援ネットワークシステムを適切に運用できる体制を整備し、病院間の連携を強化する。

- ・ ハイビジョン映像と医療画像等を介して実施する多地点連結医療従事者カンファレンス
- ・ 手術室の映像やセントラルモニタ（生体情報モニタ）のデータを配信、共有して行うカンファレンス

(2) 地域の医療機関との連携等

ア 地域の医療機関との連携

地域の医療機関との連携体制の整備を進め、患者の紹介、逆紹介を積極的に実施する。
地域連携クリニカルパスの整備に向けた検討を進める。

紹介率及び逆紹介率（須坂病院）

区分	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
紹介率	36.4%	40.0%
逆紹介率	25.7%	30.0%
紹介患者数	4,086 人	4,365 人
逆紹介患者数	4,070 人	4,611 人

紹介率及び逆紹介率（阿南病院）

区分	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
紹介率	2.5%	3.0%
逆紹介率	6.9%	7.0%
紹介患者数	185 人	190 人
逆紹介患者数	495 人	500 人

紹介率及び逆紹介率（木曽病院）

区分	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
紹介率	6.3%	7.0%
逆紹介率	1.9%	2.0%
紹介患者数	1,026 人	1,180 人
逆紹介患者数	1,458 人	1,460 人

イ 地域の医療機関への支援

次のとおり地域医療機関等への支援を行う。

- ・ 高度医療機器の共同利用を促進するための検討を進める
- ・ 他の医療機関からの要請に応じて医師等が派遣できる制度を整える

3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供

(1) より安心して信頼できる医療の提供

ア 医療安全対策の実施

地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）本部に医療安全対策担当を設置する。

医療安全管理基本指針を定め、周知徹底を図る。

病院機構全体で、感染症の専門的知見を活用できるように努める。

医薬品及び医療機器の安全管理体制の再点検を行い、その充実を図る。

イ 患者中心の医療の実践

手厚い看護を実施するため、平成 23 年度に須坂病院で 7 : 1 の看護基準取得に向けた準備を進める。

患者にとって分かりやすい説明や患者の気持ちをより理解する等、患者サービス向上や職員の資質向上を図るための接遇研修会を実施する。

セカンドオピニオン体制の充実に向けた検討を進める。

ウ 適切な情報管理

クリニカルパス（入院患者の治療計画を示した日程表）の活用に関する検討を進める。

個人情報保護に関する規程を整備するとともに、個人情報保護指針、情報セキュリティポリシー等を整備し、個人情報の適正な管理体制を構築する。

職員向けに個人情報の取り扱いマニュアルを作成して適正な情報の取り扱いを図る。

患者及び家族に対する診療情報の開示を適切に行う。

エ 電子化の推進

病院機構における電子カルテシステム等の仕様の共通化を推進する。

平成 22 年度は、こころの医療センター駒ヶ根に電子カルテシステムを導入し、また、須坂病院では平成 23 年度早期の導入に向けた準備を進める。

オ 医療機器の計画的な更新・整備

安全で質の高い医療を提供するため、平成 22 年度は、次のとおり医療機器の更新・整備を行う。

県立病院名	更新・整備する主な医療機器
須坂病院	X線立位臥位撮影装置
こころの医療センター駒ヶ根	X線CT装置
阿南病院	超音波診断装置
木曽病院	MR I（磁気共鳴断層撮影装置）
こども病院	手術室ICUモニタリングシステム

(2) 患者サービスの一層の向上

ア 診療待ち時間の改善

各県立病院において待ち時間調査を実施し、実態を踏まえた改善につながる取り組みを行う。
また、検査機器の効率的な運用により検査待ちの改善を図る。
待合室、トイレ等の院内アメニティの環境美化を推進する。

イ 患者の満足度の向上

患者が安心して気持ちよく診療等を受けられるよう、各県立病院において接遇研修会を実施する。

各県立病院において、入院患者、外来患者を対象とする患者満足度調査を実施して、患者サービスの向上を図る。

ウ 患者の利便性向上

クレジットカードによる決済方式を須坂病院に導入する。

コンビニエンスストア及び郵便局での料金収納を導入する。

病院利用者がインターネットを通して病院の診療情報等を容易に入手できるように、各県立病院のホームページの充実を図る。

市町村と連携して、広報誌を利用した広報活動を積極的に行う。

(3) 地域との協力体制の構築

ア ボランティア団体、市町村等との連携

地域住民やボランティア団体等各種団体、市町村との情報交換につとめ、地域と連携した活動を強化する。

地域に県立病院をアピールするため、地域に開かれた病院祭や講演会等を開催する。

木曽病院は、引き続き森林セラピードックを充実するよう取り組む。

イ 病院運営に関する地域の意見の反映

各県立病院において、市町村、地域住民の代表、病院支援団体及び保健・医療・福祉機関等が参加する病院運営協議会等を開催して、積極的に地域意見を反映させるよう取り組む。

4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献

(1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実

ア 研修体制の構築

(ア) 研修システムの構築

職員研修の企画運営を担う研修センターを設置するとともに、基礎研修から専門研修まで含めた研修体系と研修カリキュラムを構築して職員の知識・技術の向上を図る。

職員が研究成果等を海外や県内外の学会等で発表できる環境を整える。

(イ) 臨床研修医の積極的な受入れ

県立病院総体の規模と各県立病院が持つ特長的な機能を活用し、研修医に魅力を感じてもらえる臨床研修プログラムを研修センターと各県立病院が協力して構築する。

また、指導医の確保・養成に努める。

(ウ) 認定資格等の取得の推進

研修センターにおいて、認定看護師・専門看護師の認定資格を取得するための専門研修への派遣制度を構築する。

また、県立病院の医療機能向上のために必要な、医療技術職の認定資格等の検討を進める。

認定資格の取得人数

区分	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
認定看護師資格	1 人	5 人

(エ) 大学院等への就学支援

県立病院での業務に活かせる知識・技術等を取得させるため、大学院等へ進学できる環境を整備する。

働きながら大学院等への進学を希望する職員に配慮するため、修学部分休業制度を創設する。

イ 医療従事者の確保

医療従事者の確保に向けて、次の制度を整備する。

- ・ 育児と仕事の両立を可能とするよう、小学校入学前までの子を養育するための育児短時間勤務制度を創設
- ・ 働きながら大学院等への進学を希望する職員に配慮した修学部分休業制度を創設
- ・ 他の医療機関との相互支援が可能となる兼業制度を導入
- ・ 医師等の負担を軽減するため医療クランク（医師事務作業補助者）を積極的に導入
- ・ 看護学生に対する修学資金貸与制度を創設

ウ 医療関係教育機関等への支援

県内医療関係教育機関等での教育を担うため職員を派遣する。また、看護実習生を積極的に受け入れる。

(2) 医療に関する調査及び研究

ア 診療情報等の活用

電子カルテシステムの整備により診療情報の適正な保存・管理体制を整備するとともに、電子カルテシステムのデータウェアハウス機能（診療情報をデータベースとして蓄積し、その情報を診療、臨床研修、経営等に資する形で抽出・分析する機能）の利用による診療情報の活用が的確に行えるよう取り組む。（平成 22 年度はこども病院に整備。）

高画質診療支援ネットワークシステムの活用による、県立病院間及び信州大学医学部附属病院と診療情報の相互提供を行い、医療水準の向上に資する。

個人情報保護に関する規程を整備するとともに、個人情報保護指針、情報セキュリティポリシー等を整備し、個人情報の適正な管理体制を構築する。（再掲）

イ 地域への情報発信

県立病院が身近に感じられるよう、それぞれの病院が取り組んでいる調査及び研究の成果等について県立病院のホームページに掲載するほか、健康に関する公開講座や懇談会を開催し、地域への情報発信に努める。

ウ 医療に関する試験研究への参加

治験（国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験）が適正かつ安全に実施されるように治験審査委員会を設置するなど治験環境を整備し、各県立病院の状況に応じて積極的に治験を実施する。

医療に関する共同研究等へ積極的に参加し、医療水準の向上を図る。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営体制の構築

(1) 柔軟な組織・人事運営

年度途中における職員の確保が速やかに行えるよう、随時採用する制度を導入し、必要に応じて職員を採用する。

各県立病院間で医師等を相互派遣しやすい体制を整備して、病院機構の有する人材の有効な活用を図る。

(2) 職員満足度の向上

職員の要望を踏まえて、院内保育所の設置・拡充を検討する。

職員宿舎の充実を図るため、職員ニーズ等をよく把握して計画的に職員宿舎の充実・確保を図る。阿南病院看護師宿舎については、看護師以外の職員及び応援職員の宿泊施設にも活用できる施設として、職員のニーズに合わせた改修を実施する。

(3) 医療組織にふさわしい人事評価制度の構築

職員の業績や能力を的確に評価し、人材育成、人事管理に活用するため、現行の人事評価制度を医療組織に適する制度に再構築する。

ア 医師について

業績評価の導入に向けて制度検討を行なう。

イ 医師以外について

医療技術職について、医療組織の一員としてその能力を適確に評価できるよう、職務遂行力評価項目の見直しを行なう。

(4) 多様な勤務形態の導入

必要な人材の確保を図るため、次の制度を導入する。（再掲）

- ・ 育児と仕事の両立を可能とするよう、小学校入学前までの子を養育するための育児短時間勤務制度を創設
- ・ 働きながら大学院等への進学を希望する職員に配慮した修学部分休業制度を創設
- ・ 他の医療機関との相互支援が可能となる兼業制度を導入

2 経営体制の強化

(1) 病院運営への参画

県立病院の経営指標を職員が共有できる体制を整え、その達成度を定期的に職員へ周知する。

業務改善や増収・経費節減策に関する職員提案制度を創設し、職員の経営意識の向上を図るとともに、優良事例の紹介等を通じて病院機構全体の経営力の向上につなげる。

(2) 権限と責任の明確化

県立病院の医療機能が最大限に発揮できるように、職員採用権限の一部を病院長に付与して、迅速な職員採用が行えるようにする。

予算執行においても、可能な限り病院長に権限を委ねて、効率的な業務運営を責任を持って行える体制を整える。

(3) 経営部門の体制強化

病院機構本部及び各県立病院の経営企画体制を充実する。

病院経営や医療事務等に精通した人材を積極的に確保・育成して経営能力等を強化することにより、健全な病院経営を行う。

3 業務運営の改善

(1) 業務運営に必要な指標の把握と活用

県立病院に診療情報管理士等を配置し診療機能を客観的に表すクリニカルインディケータ（臨床評価指標）等の整備について検討を進め、可能なものから順次導入する。

また、疾病・患者動向等の把握・分析を行った上で、提供している医療サービス水準の向上を図る。（再掲）

県立病院ごとの経営状況を速やかに理事会へ報告し、適時適切な経営判断が行えるように体制を整える。

(2) 効率的な予算の編成と執行

予算科目や事業年度間で弾力的な運用が可能となる会計制度を活用し、効率的な予算執行を行う。複数年契約や、保守管理まで含めた医療機器の売買契約などを活用し、経費削減を図る。

医薬品等を5病院で一括購入し、経費の節減を図るとともに、ジェネリック医薬品の採用拡大を図る。

在庫管理の徹底を図り、経費の削減につなげる。

診療報酬改定による新施設基準に迅速に対応し、積極的な増収に取り組む。

医療材料費/医業収益比率

(単位：%)

区分	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
須坂病院	25.9	25.0
こころの医療センター駒ヶ根	18.7	19.2
阿南病院	28.6	30.5
木曾病院	26.7	26.3
こども病院	28.5	28.0

(注1) こころの医療センター駒ヶ根の比率上昇は病棟構成の変更（慢性期→急性期）の影響である。

(注2) 阿南病院の比率上昇は精神科病床の休止の影響である。

ジェネリック医薬品採用率（院内）

（単位：％）

区分	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
須坂病院	8.9	12.0
阿南病院	5.7	8.4
木曾病院	6.3	8.0

(3) 病床利用率の向上

効率的・弾力的な病床管理を徹底する。

病床利用率の目標

（単位：％）

県立病院名	平成 20 年度実績	平成 22 年度目標値
須坂病院	72.5	77 以上
こころの医療センター駒ヶ根	55.4	80 以上
阿南病院	65.0	68 以上
木曾病院	80.1	79 以上
こども病院	87.0	87 以上

（注 1）須坂病院は結核病床を除いている。

（注 2）阿南病院、こども病院は運用病床数の利用率である。

（注 3）こころの医療センター駒ヶ根は改築後の利用率である。

(4) 業務改善の評価

業務改善による成果の一部を当該県立病院に還元して、医療水準の向上等に向けた取り組みに活用できるシステムの検討を行い、平成 23 年度からの導入を図る。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成22年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	20,567
医業収益	15,411
介護老人保健施設収益	443
運営費負担金	4,610
その他の営業収益	103
営業外収益	835
運営費負担金	670
その他の営業外収益	165
資本収入	3,861
長期借入金	3,540
その他の資本収入	321
計	25,262
支出	
営業費用	18,705
医業費用	17,934
給与費	10,281
材料費	4,301
経費等	3,278
研究研修費	74
介護老人保健施設費用	456
一般管理費	315
営業外費用	827
資本支出	6,032
建設改良費	3,862
償還金	2,151
長期貸付金	19
その他の支出	0
計	25,564

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

【人件費の見積り】

総額 10,866 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

2 収支計画（平成 22 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
経常的収益	21,378
営業収益	20,549
医業収益	15,389
介護老人保健施設収益	442
運営費負担金	4,610
資産見返負債戻入	5
その他の営業収益	103
営業外収益	829
運営費負担金	670
その他の営業外収益	158
経常的費用	21,469
営業費用	20,409
医業費用	19,553
給与費	10,153
材料費	4,203
経費等	3,134
減価償却費	1,992
研究研修費	71
介護老人保健施設費用	522
一般管理費	334
営業外費用	1,060
予備費	0
経常利益	△ 89
臨時利益	1
臨時損失	192
純利益	△ 281

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（平成 22 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	25,262
業務活動による収入	21,402
診療業務による収入	15,411
介護老人保健施設業務による収入	443
運営費負担金による収入	5,280
その他の業務活動による収入	268
投資活動による収入	321
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	321
財務活動による収入	3,540
長期借入れによる収入	3,540
その他の財務活動による収入	0
資金支出	25,564
業務活動による支出	19,532
給与費支出	10,866
材料費支出	4,342
その他の業務活動による支出	4,324
投資活動による支出	3,881
有形固定資産の取得による支出	3,862
その他の投資活動による支出	19
財務活動による支出	2,151
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,151
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	△ 302

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第 4 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第 6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第 7 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

施設及び設備の整備に関する計画

1 施設及び設備の整備に関する計画（平成 22 年度）

施設・設備の内容	予定額	財源
施設及び医療機器等整備	総額 3,862 百万円	長野県長期借入金等

2 こころの医療センター駒ヶ根整備事業の推進

こころの医療センター駒ヶ根は、平成 22 年 11 月に本体部分を一部竣工して供用開始するとともに、第 2 期工事を発注する。

3 阿南病院耐震化事業の推進

阿南病院本館の耐震化に伴う建替事業は、実施設計を完了させ平成 23 年 3 月に発注する。